

○財務省告示第三百七十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第五百五

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九 法律第二十三号）第四十六

三 法律及びその 条第一項及び第四十七條第一項

四 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

ごとに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特

十 十		九 八		ハ				ロ				七		ハ														
イ 一		振 額 最		行 争 非 者 特 国 債 市 場				行 争 非 者 特 国 債 市 場				イ 払 込 金 額		行 争 非 者 特 国 債 市 場														
入 札 発 行 行 争 格 日	価 格 競 争 格 日	替 単 位	低 額 面 金	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競 争	者 ・ 第 II 加	特 別 参 加	国 債 市 場	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競 争	者 ・ 第 I 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	払 込 金 額	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競 争	者 ・ 第 II 加	特 別 参 加	国 債 市 場	行 入 札 発 行	争 入 札 発 行		
五 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	平 成 二 十 七 年 十 一 月 二 十 七 日	の 記 載 又 は 記 録 による 振 替 口 座 簿	五 万 円						千 二 百 十 七 億 六 千 四 百 十 二 万 円						千 百 九 億 五 千 四 百 二 十 四 万 円	一 兆 千 百 十 八 億 八 千 百 十 万 円					で 千 百 九 十 四 億 円	た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七				

口

国債市場
特別参加
者・第I
非入札競
争入札競
行及び特
債市場特
別参加者
・第II非
入札競行
入札発行
利率
の経過子
払込み

十三

年一・二パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{12}{100} \times \frac{68}{365}}$$

十四

初期利子

平成二十八年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{12}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六ヶ月間に属す
る利子を支払う。平成四十七年
九月二十日

十六

償還期限

平成四十七年九月二十日

二 十 十 十
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 所 金 金
日 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
二 大 銀 金
十 臣 行 額
七 か 百 円
年 ら 円 に
十 通 づ
一 知 き
月 を 百
二 受 円
十 け 円
七 た 円
日 者